Snap-on Incorporated

「サプライヤーの企業行動規範」

Snap-onは、1920年以来、当社のお客様、従業員、投資家、フランチャイズ、サプライヤー、そして当社が事業を行う地域社会への貢献に力を入れてきました。当社の「Who We Are」声明に記載されている信念や価値観に従い、Snap-onの誠実さの維持と社会的責任への取り組みは、当社の世界中の供給拠点にも適用されます。Snap-onのすべてのサプライヤーは、Snap-onのために、またはSnap-onに関連してサービスを行う際、は、「サプライヤーの企業行動規範」を遵守しなければなりません。

1. サプライヤーとサブサプライヤーは、従業員の職場の健康と安全、および人権ならびに環境を保護するものとします。サプライヤーは、事業を行う国の法律を守り、同国で適用されるすべての環境、健康と安全に関する法律と規制を遵守するものとします。
2. サプライヤーとサブサプライヤーは、強制、詐欺、または強要を問わず、いずれの形態による人身売買にも、いずれの形態による非自発的隷属や奴隷制、いずれの形態での性的人身売買または商業的な性行為の調達にも関与しないことが求められます。
3. サプライヤーとサブサプライヤーは、児童労働の利用に関与、またはそれをサポートせず、現地に適用されるすべての児童労働法を遵守し、その地域に適用される法定の最低年齢の要件を満たす労働者のみを雇用しなければなりません。
4. サプライヤーおよびあらゆるサブサプライヤーは、以下を含む強制的または非自発的労働の利用に関与、または援助してはなりません。（a）いずれかの人物に対し深刻な危害を加えるという脅迫、または物理的な拘束の使用、（b）その人物がその労働やサービスを行わない場合、その人物または別の人物に深刻な危害または物理的な拘束を受けるであろうと信じさせることを意図する、何らかの陰謀、計画、または行動パターン、もしくは（c）法あるいは法的手続きのいずれかの乱用または脅迫的な乱用。
5. サプライヤーおよびあらゆるサブサプライヤーは、パスポートや運転免許証など、従業員の身分証明や出入国管理の文書を破棄、隠匿、没収してはならず、もしくは、それらへの従業員のアクセスを拒否してはなりません。
6. サプライヤーとサブサプライヤーは、新規採用従業員の募集時・採用時に誤解を招いたり詐欺的であったりする行いをしないものとします。サプライヤーは、賃金や福利厚生、勤務時間、勤務場所、生活環境、住宅および関連費用（Snap-onまたはその代理店によって給付もしくは手配される場合）、従業員に課される多額な費用、および該当する場合には仕事の危険性を含む、雇用の主たる諸条件に関する基本的な情報を、従業員が理解可能なフォーマットおよび言語で、可能な限り開示する努力をするものとします。法律または契約によって必要とされる場合、従業員が理解する言語で書かれた文書により、雇用契約、就職協定、またはその他の必要とされる業務文書を提供するものとします。
7. サプライヤーとサブサプライヤーは、従業員に就職斡旋料を課さず、求人活動が行われる国の現地の労働法を遵守しない就職斡旋業者を使用してはなりません。
8. サプライヤーとサブサプライヤーは、従業員が、米国政府の契約で仕事をする目的で、ある国に赴任する場合、勤務先の国の国籍を有しない従業員の雇用が終了する際に、帰国便の手配、または帰国便の費用の支払うものとします。サプライヤーは、連邦調達規則（FAR）52.222-50と52.222-56を含む、適用されるFAR要件を遵守するものとします。
9. サプライヤーとサブサプライヤーは、奴隷、強制、非自発、強制労働、児童労働、人身売買、性売買（＝現代奴隷）の使用に関して、Snap-onまたはサプライヤーに適用する法律、規則、命令、司法決定、判決、条約、国際金融機関のルールを常に遵守しなければなりません。これには、カリフォルニア州サプライチェーン透明法、英国現代奴隷法、米国連邦調達規則52.222-50および52.222-56の要件、2018年オーストラリア*現代*奴隷法

（オーストラリア、ニューサウスウェールズ州）、2018年オーストラリア現代奴隷法（オーストラリア連邦）、ノルウェー透明性法（2022年7月1日施行）、サプライチェーンにおける児童労働との闘い法、およびEU反人身売買指令2011/36/EU（**人身売買防止および現代奴隷法**）が含まれます。サプライヤーは、搾取または強制労働を目的とした、力による強迫、強制、拉致、詐欺による人員の募集、輸送、移動、収容または受取に関与することなど、Snap-onが人身売買禁止法および現代奴隷法に違反する原因となる行為を行うこと、または引き起こすことをしてはなりません。

10. サプライヤーとサブサプライヤーは、サプライヤーの業務およびサプライチェーン内で発生する現代奴隷制および人権侵害のリスクを防止、軽減、および救済するための適切な措置を講じなければなりません。サプライヤーは、現代奴隷制と人権に関連する適切なポリシーと取り組み、デューデリジェンスプロセス、是正プロセス、報告プロセス、およびトレーニングを設定し、実施していることものとします。
11. 中国の新疆ウイグル自治区が関与する製品の輸入を原則禁止するウイグル強制労働防止法（UFLPA）に基づく輸入禁止対象の事業者をまとめた「UFLPAエンティティー・リスト」に掲載されている事業者からのサービスの購入、原材料の調達、製品または製品の部品の調達は固く禁じられています。
12. サプライヤーとサブサプライヤーは、人権に関する法令を常に遵守し、Snap-onが人権に関する法令に違反する原因となるような行為を行ってはならず、また（この目的において）正しいことを行うことを怠ってはならないものとします。サプライヤーは、従業員および請負業者の人権に悪影響を及ぼさず、そのような人権侵害に寄与しないものとします。
13. Snap-onは、すべての利害関係者に平等な機会を提供することに尽力しており、差別を容認しません。サプライヤーは、人種、民族性、宗教、肌の色、国籍、性別、年齢、身体的または精神的障害、従軍経験、または性的指向など、その理由を問わず、雇用や雇用慣行における差別を制限する、すべての適用される現地法を遵守するものとします。
14. サプライヤーとサブサプライヤーは尊厳と尊敬をもって従業員に接し、すべての適用される現地法を遵守して、どのような形であっても嫌がらせを許容したり見逃したりしてはなりません。
15. サプライヤーとサブサプライヤーは、適用されるすべての現地の賃金、福利厚生、および労働時間の労働法を遵守するものとします。
16. サプライヤーとあらゆるサブサプライヤーは、従業員が自ら選択した団体に加入する自由と、現地の法律がそのような権利を与えている場合には団体交渉の自由を従業員に提供することが求められます。
17. サプライヤーとサブサプライヤーは、従業員に住居施設を提供する場合、安全かつ健康な住居を提供しなければなりません。サプライヤーが提供する住居は、その国の住居と安全の水準に満たしているものでなければなりません。
18. サプライヤーとあらゆるサブサプライヤーは、Snap-onと取引する条件として、またはその結果として、Snap-onのいずれの従業員に対しても、いかなる金銭、手数料、ローン、サービスや贈答品も申し出たり提供したりすることはできません。Snap-onのポリシーは、高価でない（$50未満）贈答品を禁止していません。一般的な業務上の親睦を深めるような、食事や接待（スポーツ観戦や文化イベントなどへの出席など）、また同様の、慣習上、常識的な範囲の支出は、$50を超える場合であっても、Snap-onの従業員がサプライヤーと同伴する場合には許可されます。サプライヤーの皆様は、Snap-onの従業員からリベートを要求された場合には、Snap-on企業倫理ヘルプライン、電話番号866-468-6657まで、または、以下の住所のSnap-on副社長、法律担当役員および総務部長充てに報告するようお願いいたします:2801 – 80th Street, Kenosha, WI USA 53143.
19. サプライヤーとサブサプライヤーは、知的財産、専有、機密情報や個人情報の保護、使用および開示を規定する、適用されるすべての条約、協定、法律および規制を遵守するものとします。サプライヤーは、他のすべての適用される国内および国際的な法律および規制を遵守するものとします。
20. サプライヤーは、とりわけ、資料の信頼性を検証し、検査を実施し、明確なトレーサビリティを維持することにより、サプライチェーンに模倣部品が侵入するリスクを排除するための措置を講じる必要があります。
21. Snap-onに製品やサービスを提供するために下請業者を使用するサプライヤーは、下請け業者にこの規範を遵

守をしてもらう責任を負います。サプライヤーは、かかる下請業者がこの規範に概説されている取り組みを確実に実施するための措置を講じるものとします。

22. サプライヤーとあらゆるサブサプライヤーは、適切な管理システム（ISOなど）を使用して、Snap-on製品の品質および安全性の適用要件を満たすことになっています。

23. サプライヤーとあらゆるサブサプライヤーは、(i) 天然資源（大気、水、天然ガス、電力）の効率的な使用を保証し、可能な限りその使用を削減し、
(ii) 廃棄物を削減し、(iii) 大気、水、土壌への排出を制限することを目的としたポリシーおよび手順を実施します。

24. サプライヤーは、米国海外腐敗行為防止法および事業を展開する国の適用される腐敗防止法および規制を遵守する必要があります。サプライヤーは、いかなる形態の賄賂、キックバック、または不当または不適切な利益を得るためのその他の手段の提案、提供、勧誘、受領もしてはなりません。サプライヤーは、いかなる形態のマネーロンダリングも禁じられており、すべての取引は透明性を持って行われ、サプライヤーの事業帳簿および記録に正確に反映されなければなりません。

25. サプライヤーとあらゆるサブサプライヤーは、独占禁止法、貿易管理、制裁制度を含むがこれに限定されない、すべての適用可能な国内および国際貿易法および規制に従わなければなりません。

26. サプライヤーとあらゆるサブサプライヤーは、従業員とビジネスパートナーのプライバシーと機密情報を尊重し、データと知的財産を悪用から保護しなければなりません。

27. サプライヤーは、Snap-onに対し、所有構造に関する情報を要請に応じて提供するものとし、米国が発行したエンティティリストおよび軍事エンドユーザーリスト（BIS）、米国の財務省外国資産管理室（OFAC）が管理する特別指定国民およびブロック対象者リスト、および他国が管理する同様のリストに掲載されている当事者を含め、ブロックまたは制裁を受けているいかなる個人または団体によっても所有または管理されてはなりません。

サプライヤーは、(a) 本ポリシーおよびサプライヤー行動規範を読んで理解している、および(b)サプライヤー行動規範、現代奴隷法、および事業を行っている国の人身売買、奴隷制、労働基準に関するその他の関連法で定められている規則を遵守している、ことを定期的に証明することが求められます。

また、サプライヤーは、https://www.snapon.com/EN/Investors/Corporate-Governance/Code-of-Business-Conduct--Ethicsに掲載されているSnap-on Incorporatedのビジネス行動規範および倫理規範を確認することをお勧めします。

Snap-onは、サプライヤーの規範遵守状況をサプライヤーの調査、認証、一般的な情報の要求、およびSnap-onが適切と考える他の手段によって監視する権利を留保します。サプライヤーは、本規範の違反または違反の可能性に気付いた場合、合理的に可能な限り速やかにSnap-on（AntiHumanTrafficking@snapon.com）に報告するものとします。サプライヤーがこの規範に違反していることが明らかになった場合、Snap-onは、サプライヤーが本規範の遵守を確実に行うための明確かつ信頼できる行動計画を制定することを含め、違反に対処するための迅速な是正措置を取ることを要求します。Snap-onは、サプライヤーと協力して職場環境を改善することに専心していますが、本規範に違反するか、欠陥を是正することを拒否するか、またはSnap-onが要求する調査と認証を提供することを怠るサプライヤーに対しては、Snap-onが責任を負うことなく、その関係を終了させる権利を保持します。特定の刑法への違反を伴う場合には、適切な当局への委託措置が取られる場合があります。

本「サプライヤーの企業行動規範」は、https://www.snapon.com/EN/Suppliers/Supplier-Code-of-Conductでご覧いただくことができ、これは、世界中のすべてのSnap-onの企業に適用されます。

